

平成28年度の障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組について

資料2-1

平成28年度 主な取組		実績報告
4月	相談窓口の設置 新任職員向け研修	障害者施策推進課、総合福祉事務所、保健相談所に設置 新任職員研修参加者 134名
5月	事業者向け説明会(2回)	参加者 116名
6月	管理職員向け研修(2回)	課長級、部長級の管理職員に対し、障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法について研修を実施
7月	事業者研修会	(公財)成年後見支援センターの研修会で障害者差別解消法について説明
7～ 11月	障害者施設ラリーの実施	(内容) 区内の障害者施設において実施しているイベントや祭り等への参加を促し、参加者は各施設で障害者と触れ合い、複数の施設を巡ることによって、様々な障害特性に接するものとする。 (実施結果) 31事業開催:総来場者数7308名、カード配布枚数:3304枚、景品配布数:583枚 (参加者の感想) ・ 未就学児、小学生が対象ならば、生活範囲内で実施してほしい。時間がなくて2か所の施設に行けない。 ・ 区全体のイベントの開催時期だけでなく、地域ごとの施設の案内があるとわかりやすいのではないかと。
8月	区政モニターアンケート	第2回協議会で結果報告
10月	ユニバーサルスポーツフェスティバルの開催	福祉施設を利用している障害者など約800人の参加。ボッチャ、スポーツ吹き矢、風船バレー等の競技を実施。開催前夜には、車椅子アスリートによる講演会を実施
12月	区民向け講演会の開催 練馬区障害者団体連合会との意見交換会	内 容 毎日新聞論説委員 野澤和弘氏の講演 参加者 67名 (参加者の感想) ・ 「人を育てる、未来へつなぐ」の言葉がとても心に残った。野澤さんの講演はとても分かりやすかった。 ・ 「一つの法律ができたからと言って現実是不変変わらないが、未来は変えることができる」という言葉は印象深く心に響いた。 ・ 「見た目のバリアは取り除けるが、心のバリアを取り除くのはなかなか難しい」といわれたのが、心に残った。 ・ 障害のあるなしに関わらずみんなが幸せに暮らせる世の中になってほしい。 ・ 物理的配慮以上に心の配慮が合理的配慮として重要だ、といろいろな事例を伺いながら認識できた。 区内で活動している障害者団体と障害者施策推進課で、意見交換等を実施した。
1月	行政相談員、人権擁護委員、法律相談員への研修	障害者差別解消法の周知や練馬区の取組について説明 (参加者29人)
2月	職員向け研修	内 容 練馬区視覚障害者福祉協会会長・練馬区聴覚障害者協会会長の講話 練馬手をつなぐ親の会(知的障害の特性等を理解するための体験型研修) 参加者 89名 (参加者の感想) ・ 実際に障害を持ったからの生の声を聴けて、こちら側の関わり一つで感じ方などが大きく変わることを改めて感じることであった研修であり、考え直されることが多かった。 ・ 当事者の方から具体的な接し方などのお話を聞いて良かった。あらためて一人一人の障害やお気持ちに沿った対応の大切さを学ぶことができた。 ・ 知的、視覚、聴覚など大きなくりで対応するのではなく、一人一人の状況に合わせた対応が必要であることが理解できた。 ・ 指が動かせない体験を行い、思い通りに動作ができないことの困難さが良く理解できた。
3月	パンフレット作成 明るい選挙推進委員大会での研修	明るい選挙推進委員向けに、平成25年の公職選挙法の改正の経緯や障害者差別解消法について説明 (参加者110人)

平成28年8月に実施した区政モニターアンケートの結果を踏まえ、障害への理解と障害者差別解消法の周知を推進する活動を推進する必要がある。

平成29年度においては、

- ① 区の職員に対する障害特性の理解と障害者差別解消法に関する研修
- ② 区民等に対する障害への理解や障害者差別解消法の周知のための事業
を継続して実施することに加えて
- ③ 事業者に対する障害への理解や障害者差別解消法に関する事業の実施
- ④ 小中学校など教育機関に対する障害への理解や障害者差別解消法に関する事業の周知
- ⑤ 障害者差別解消法施行後における障害者差別の事例の蓄積
を検討する必要があるのではないか

①と②の取組 (職員研修、区民への周知)		③の取組 (民間事業者への周知)	④の取組 (教育機関への周知)	⑤の取組 (相談事例の蓄積)
4月	新任職員向け研修	区内の民間事業者等に対し、障害者差別解消法の周知を図るとともに、障害の特性と基本的な対応等に関する知識を深めるための研修会等を実施できないか。 (例) ・東京商工会議所練馬支部での説明 ・その他 事業者の会合等における説明	区立小学校校長会等において、平成28年度に作成したパンフレットを配布し、授業等での活用を依頼。 講師の派遣等も相談に応じる。	障害者相談員、相談支援事業所等に対して、障害を理由とする差別の解消に関する相談事例を調査する。
	施設ラリー(区民向け啓発活動)			
11月	職員向け庁内ネットワーク環境を利用した研修			
12月	(仮称)ユニバーサルフェスティバル ・区民向け講演会の開催 ・ユニバーサルスポーツフェスティバルの開催 ・ユニバーサルオーケストラの開催 等			
1~2月	職員向け研修の開催			

その他の取組・課題(ご意見をお願いします)

○知的障害、内部障害、精神障害などは、外見からは分からないことからまわりに理解してもらいにくいことが課題ではないか。
 障害特性や必要な配慮について理解してもらうためには、どのような方法が効果的か。(例)ヘルプカード、ヘルプマークの活用

○相談窓口での相談ができずにいる障害者の差別の事例をどのように吸い上げ、地域協議会の取組を推進していくか。